

## <総合顧問契約>



### <料金表>

(税抜)

| 人数   | 5人未満    | 5～9人    | 10～14人  | 15～19人  | 20～29人  | 30～39人  | 40～49人  | 50人以上 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 月額報酬 | 20,000円 | 25,000円 | 28,000円 | 32,000円 | 36,000円 | 44,000円 | 52,000円 | ご相談   |



### <労働社会保険諸法令に基づく事務手続>

- ・労働基準法、労働安全衛生法関係時間外労働・健康診断結果報告書、等
- ・雇用保険関係、労働者災害補償保険法関係被保険者資格の得喪、事業所関係の届出、労災保険給付の請求、等
- ・健康保険、厚生年金保険法関係被保険者資格の得喪、被扶養者異動、事業所関係の届出、健康保険給付金の請求、等
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、書類・申請書等の作成および事務代理業務



### <人事労務相談>

- ・採用・配置・異動、就業条件(ハラスメント等を含む)解雇、賃金、人事評価などの人事・労務管理上の問題解決、個別の労使関係に関わる具体的案件の調整や対応に関する助言・指導
- ・就業規則、賃金、退職金、その他人事関係諸規程ならびに労働契約、労使協定等の締結に関する助言・指導
- ・その他労働関係法令の解釈・運用に関する助言・指導



### <顧問契約に含まれない手続き>

- ・労働・社会保険の新規加入手続業務
- ・労働保険年度更新の手続き
- ・社会保険算定基礎届の手続き
- ・調査立会いの業務
- ・労働者派遣事業許可申請業務
- ・労働者使用者協定届の作成・届出
- ・ハローワーク求人票作成・届出
- ・就業規則等の作成・変更・届出業務
- ・助成金申請代行業務
- ・人事制度構築・運用
- ・その他スポット業務

### 👤 注目!

- ①従業員数の算出にあたっては全従業員をカウントの対象と致します。(従業員数には事業主、役員、アルバイト等を含みます。)
- ②建設業関連業種の場合は、50%の範囲内で加算となります。
- ③新規受託は、現況チェック及び各種データ登録費用として、月額報酬1ヶ月分を別途受領いたします。
- ④労働・社会保険の新規加入手続きの際には、各々別途報酬を受領いたします。
- ⑤社会保険算定届及び労働保険確定概算申告には、各々1ヵ月分以上の月額報酬を別途受領いたします。
- ⑥労災保険の特別加入等により労働保険事務組合に委託する場合は、別途管理手数料等が生じます。
- ⑦遡及して資格の取得・喪失が発生した場合、別途費用を請求させて頂く場合があります。